

小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用する18歳以上の方及び、そのご家族の方へ

民法改正による成年年齢引き下げに伴う 小児慢性特定疾病医療費助成制度の取扱いについて (民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号)の施行による)

令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

このことにより、小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用するお子様の年齢が18歳に到達した場合、「成年患者」として、以後「本人名義で申請手続き」を行うこととなります。

【主な取扱い変更内容】

以下のとおり。

(1)「申請者」について

原則、成年患者本人が申請者となります。(成年患者＝申請者)

そのため申請書の申請者氏名欄には、成年患者本人の名前が記載された状態になります。

また、認定された場合、小児慢性特定疾病医療受給者証の申請者欄は空欄となります。

※ご両親等代理の方が申請者となるには、委任状の添付が必要です。(成年後見人等の法定代理人を除く)

(2)成年患者が進学や就職等で仙台市外に転出し、住民票を異動した場合

仙台市での資格を喪失するため、転出先の自治体で新たに手続きを行う必要があります。

ただし、更新時期に合わせて処理ができる可能性がございますので、お早めにお住まいの区・支所の担当課や転出先の自治体までお問い合わせください。

(3)成年患者本人が医療保険の被保険者かつ、市町村民税非課税の場合における、自己負担上限額(月額)の決定について

参考:自己負担上限額(月額)について(市町村民税非課税世帯)

小児慢性特定疾病医療受給者証の更新手続きのお知らせ P3参照

階層区分 B1	低所得Ⅰ (収入80万円以下)	上限月額 1,250円
階層区分 B2	低所得Ⅱ (収入80万円超～)	上限月額 2,500円

成年患者本人の収入のみで自己負担上限額(月額)の階層区分を決定いたします。成年患者本人の所得の審査年度における収入が80万円以下の場合、両親の収入に関わらず階層区分はB1(低所得Ⅰ)となります。

自己負担上限額(月額)の変更については、別途申請が必要です。認定された場合、申請のあった月の翌月1日から変更が適用されます。

なお、成年患者が加入する医療保険の被保険者がご家族の方等、成年患者本人でない場合で、加入している医療保険の状況に変わりなければ、自己負担上限額(月額)は変更ありません。

【民法改正前後における小児慢性特定疾病医療費助成制度の変更】

		民法改正前	民法改正後 (成年患者の場合)
(1)	申請者	保護者	加入している医療保険の状況に関わらず、 <u>成年患者本人</u>
	受診者	対象児童	
(2)	受診者の市外転出	保護者が仙台市内に住民票を置き、居住していれば引き続き認定	成年患者本人が住民票を置き、居住している自治体で認定を受ける必要がある (仙台市では資格喪失)
(3)	受診者本人が医療保険の被保険者かつ、市町村住民税非課税の場合の自己負担上限額	住民票上同一世帯等、生計を一にする両親等の収入も確認する	成年患者本人の収入のみ確認する